

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令順守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村・農業者の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ、
情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。